

インフォメーション

平成 31 年 4 月 1 日
税理士松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

キャッシュレス・消費者還元事業について

2019 年 10 月～

2019 年 10 月の消費税率引上げに伴い、中小事業者等によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元等を支援する「**キャッシュレス・消費者還元事業**」が導入されます。消費税率引上げ後の中小事業者等における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス決済の促進を目的とする事業です。

【事業内容】

(1) 消費者への還元

2019 年 10 月 1 日の消費税率引上げ後 9 ヶ月間について、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、**個別店舗については 5%、フランチャイズチェーン加盟店等については 2%**が消費者に還元されます。

事業に参加する決済事業者は、**中小事業者等に課す加盟店手数料を 3.25% 以下**にしておく必要があります。

中小事業者は、決済事業者が提供するキャッシュレス決済プランの中から自らに望ましいプランを選択する事になります。

(2) 決済端末等の導入補助

上記(1)の枠組みに沿って中小事業者等がキャッシュレス決済を導入する際に、必要な**端末等導入費用の 1/3 を決済事業者が負担する事を前提に、残りの 2/3 を国が補助**します。この結果、**中小事業者等の負担はゼロ**になります。

(3) 決済手数料の補助

上記(1)の枠組みに沿って中小事業者等がキャッシュレス決済を行う際に決済事業者に支払う加盟店手数料 (3.25% 以下) の 1/3 (1.08%) が、期間中補助されます。

これにより**加盟店手数料の実質負担が 2.17% 以下**になります。

※消費税率引き上げ後の 9 ヶ月間 (2020 年 6 月 30 日まで) の期間限定です。

※フランチャイズ等の場合は、端末費用や加盟店手数料の補助はありません。

(4) キャッシュレス決済の周知・普及

キャッシュレス決済は、中小事業者等にとってレジ締めの手間やコストカットなど生産性の向上となり、消費者にとっても現金の引出す手間を省けるなどのメリットがあります。こうした、キャッシュレス化へのメリットについて周知・普及がなされるようです。

今後、4 月初旬から中小事業者等の登録も開始される予定ですが、決済事業者が中小事業者等に提供する手数料等や端末などのプランの一覧が公開となるようです。